

② 住家の被害の認定方法は？

典型的な「木造2階建ての家屋」が「河川の氾濫や堤防の決壊等により浸水した場合」は右の図の認定方法となります。

なお、**認定に納得がいかない場合には「再調査（2次調査）」を申請**することができます。

被害家屋の種類や被害状況により認定方法が異なる場合がありますので、詳しくは各自治体にお問い合わせください。

(浸水の程度)	(損害割合)	(認定)
住家流失 床上1.8m以上の浸水	50%以上	(1) 全壊
床上1m以上 1.8m未満の浸水	40%以上 50%未満	(2) 大規模半壊
床上1m未満の浸水	20%以上 40%未満	(3) 半壊
	10%以上 20%未満	(4) 準半壊
床下浸水	10%未満	(5) 一部損壊

③ 「応急修理制度」ってどんな制度ですか？

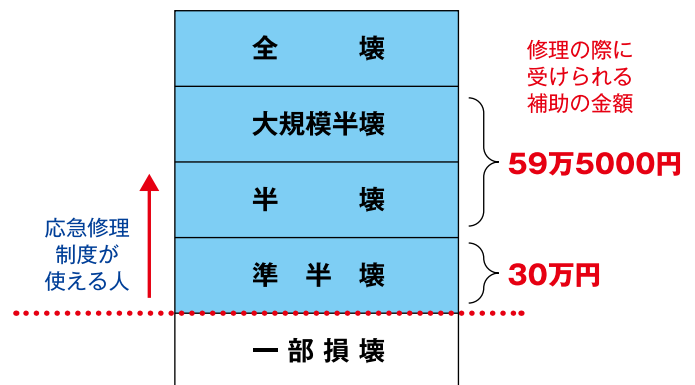
- ① 災害により住家が**準半壊以上**の被害を受け
- ② そのままでは住めないが、**応急的な修理をすれば居住可能**な場合に
- ③ **資力が乏しい**被災世帯に対して
- ④ **最大59万5000円**の範囲で**自治体が必要最小限度の修理**を行うもの

(注意1) 所得要件がある場合があります。

(注意2) 自治体が修理を行う制度であり、**修理代をもらえる制度ではない**ので、既に工業者に修理を頼んだ方は、**修理業者への支払いをする前に必ず自治体に連絡**をしてください。

(注意3) この制度を利用すると「**仮設住宅**」への入居に**制限**が出てきますので、利用するかどうかは慎重に検討してください。

応急修理制度
(災害救助法適用地域の修理費用の一部を補助)



④ 「公費解体」について知りたい!

「**半壊以上**」の認定を受けた被災家屋に対して、自治体が所有者の申請に基づき、「**無償**」で解体・撤去を行う制度

(注意1) 家屋の一部のみの解体は不可（全部解体のみ）

(注意2) 家屋の附属物件（倉庫・車庫等）は対象外

(注意3) 家屋を解体すると大切な「**思い出**」も**同時に失う**ことになります。申請期限があるからといって焦らず**修理が可能かどうかを専門家に相談**してから決めてください。